

日 薬 業 発 第 441 号
令 和 2 年 3 月 2 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 劑 師 会
副 会 長 森 昌 平

新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における
被保険者資格証明書の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課から連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、国民健康保険被保険者における、今般の新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の帰国者・接触者外来受診時の取扱いに関するものです。

国民健康保険の保険料を滞納し、被保険者資格証明書が交付されている被保険者については、当該資格証明書を被保険者証として取り扱うこと、その場合の処方箋には「発」の番号が記載されていること、被保険者が70歳から74歳の場合は保険者に電話等で確認の上負担割合を確認すること、その確認が困難な場合は3割として取り扱うこと等が示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年2月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における
被保険者資格証明書の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいいたします。

保 国 発 0228 第 1 号
保 医 発 0228 第 3 号
令 和 2 年 2 月 28 日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 保 險 局 医 療 課 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて

発熱症状等新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合には、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来の受診を行うこととなる。この場合、国民健康保険被保険者資格証明書(以下、「資格証明書」という。)を交付されている国民健康保険の被保険者については、受診前に市町村の窓口に納付相談や保険料の納付のために訪れるることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があり、これは、保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、本来、資格証明書ではなく短期の被保険者証の交付対象となり得るところであるが、当該者については、短期の被保険者証の交付に比べ帰国者・接触者外来への受診を優先する必要があることから、帰国者・接触者外来の受診の際の資格証明書の取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、管内の保険者、国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対し、周知を徹底されたい。

併せて、帰国者・接触者相談センター担当部局にも周知を図るようお願いする。

記

第一 帰国者・接触者外来受診時における資格証明書の取扱いについて

帰国者・接触者外来を設置する保険医療機関及び帰国者・接触者外来において交付さ

れた処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局にあっては、国民健康保険の被保険者が帰国者・接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断すること。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「」と記載すること。

本取扱いは、3月診療分から適用することとする。

第二 請求及び支払時における留意点について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いによること。

国民健康保険団体連合会及び保険者においては、帰国者・接触者外来を設置する保険医療機関等に関しては、第一のとおり資格証明書を被保険者証とみなして取り扱われることを踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては機械的に返戻等を行わないよう留意すること。

第三 その他

第一による取扱いについては、帰国者・接触者相談センター担当部局に伝えるなど、必要な連携を図ること。

以上